

障がい者差別解消条例案の取組状況について

1 これまでの主な取組みについて

年 月	主 体	主な取組み内容
平成28年 4月	国	障害者差別解消法 施行
平成30年12月	芦屋市	障がいを理由とする差別の解消に関する条例の制定について答弁
平成31年 3月	協議会 芦屋市	平成31年度 第2回協議会にて条例の具体化について検討開始 条例素案 作成
平成31年 4月	協議会	先進団体（明石市，和歌山市）視察
令和元年 5月～	芦屋市	市内障がい者（児）団体に素案説明 開始
令和元年 7月	芦屋市	講演会「障がいのある人の差別解消に関する取組みについて」開催
令和元年 8月	協議会	令和元年度 第1回協議会 開催

2 視察結果について

① 財政的支援について

明石市は実施。主にコミュニケーションボードを助成するもの。和歌山市は検討したが、コミュニケーションカードを作成し啓発普及に取り組んでいる。

② あっせんの実態について

あっせん実績はなし。差別事案と認識するかどうかは当事者の主観によるものが多く、相談件数も相談対応者の判断によるところが大きい。

あっせんが目的ではなく、あくまでも当事者間のコミュニケーションと気づき、事例の積み上げ、情報の共有が大切であるとのこと。

③ 普及啓発等の取組について

条例可決後の普及啓発活動が最も大切。庁内に限らず行政機関における啓発も遅れているため、継続した取組みをどのようにするか課題。

3 講演会「障がいのある人の差別解消に関する取組みについて」の開催について

日 時：令和元年7月24日10：00～11：30

講 師：岡山理科大学 准教授 川島 聡先生

参加者：職員27名，市民23名

障がいを理由とする差別解消の取組として、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、国の見解に沿った解説をされた。